

事例開発プロジェクトに関する規定

平成 19 年 3 月 22 日 作成

(目的)

第一条 本規定は、P S L X 技術仕様が定める概念や手法が、多くの製造業へ広く普及するためのユーザ事例を開発するため、本会が主導する事例開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を実施するための手順および成果物の扱いを定めることを目的とする。

(組織)

第二条 プロジェクトは、事業年度ごとに、理事会で承認を得て、本会の正会員、賛助会員を実施代表者または構成員として実施する。

(応募)

第三条 プロジェクトの応募は、本会の正会員または賛助会員である実施代表者が、プロジェクトの構成員、プロジェクトの実施内容と予算、そして期待される成果を所定のフォーマットに記入し、事務局へ提出するものとする。

(選定)

第四条 プロジェクトの選定は、理事会または理事会が指名したプロジェクト選考委員会が行う。

(成果物)

第五条 プロジェクトの成果物は、別に定める場合を除き、プロジェクトの構成員に帰属する。

2. プロジェクトの成果物として特許を申請する場合は、本会がもつ標準仕様その他の知的財産権の実施に支障がないようにしなければならない。

3. プロジェクト実施の副産物として得られた共通仕様、実証結果、共有可能なソフトウェア等は、特に定めがある場合を除き、本会に帰属するものとする。

4. プロジェクトの成果報告は、翌年の本会主催のシンポジウムにて発表しなければならない。

(機密保持)

第六条 プロジェクトの実施においてプロジェクト構成員間で開示された秘密情報は、あらかじめプロジェクト構成員間で承諾を得た場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

2. あらかじめプロジェクト構成員間で機密保持協定を締結した場合には、その内容にし

たがって対処しなければならない。

(実施計画と予算)

第七条 プロジェクト実施代表者は、プロジェクト開始にあたり、実施計画と予算を作成し、事務局へ提出しなければならない。

2. プロジェクトの実施にあたり必要となる予算に対し、実施内容の公共性を鑑み、理事会の承認を経て、その一部を本会が負担する。

(完了報告と決算)

第八条 プロジェクト実施代表者は、プロジェクト完了後、すみやかに完了報告と決算報告を作成し、事務局へ提出しなければならない。

2. やむをえない事情により、プロジェクトの実施が不可能となった場合には、すみやかにその旨を理事会に報告し、中止の措置をとらなければならない。

付則

本規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

以上